

東久留米市食育推進基本方針 (改訂版)

令和6年2月
東 久 留 米 市

1. 基本方針策定（平成 20 年 11 月策定）の趣旨

食は、人が健やかに生きていくための源です。生涯を通じて健全な心身を保ち、豊かな人間性をはぐくむためには健全な食生活が不可欠です。

しかしながら、食生活をめぐる環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、『食』を取り巻く様々な問題が現れるとともに、『食』の大切さに対する意識が希薄になり、栄養の偏りや不規則な食事による肥満や生活習慣病の増加、過度な痩身の問題などが顕在化し、健全な食生活が失われつつある傾向にありました。

このような社会背景の中、国は食育の推進を国民運動として取組むため、平成 17 年 7 月に食育基本法を施行し、これらの食育に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示すとともに、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、翌年 3 月には食育推進基本計画を策定しました。

東京都においても、平成 18 年 9 月に「東京都食育推進計画」を策定し、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策を示しました。

本市では、食育基本法及び国や東京都の食育推進計画を踏まえ、食育推進に関する庁内関係課による食育推進づくり会議にて検討を重ね、平成 20 年 11 月に「東久留米市食育推進づくりの基本方針」を策定しました。

本方針は、東久留米市における食育推進への基本理念と方向性を示すとともに、基本方針を踏まえた、食育推進に関連する各個別計画や取組みとの連携について示していることから、食育基本法第 18 条において作成を求められている食育推進計画の性格を持つものです。

2. 基本方針の改訂について

国は、平成 17 年 7 月に食育基本法を施行した後、平成 18 年 3 月に食育推進基本計画を策定し、食育を国民運動として推進してきましたが、その後も同計画の改訂を行い、令和 3 年 3 月には「第 4 次食育推進基本計画」を策定しました。

第 4 次計画では基本的な方針として、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を掲げ、これらを SDGs の観点から相互に連携して総合的に推進するとしています。

東京都においても、令和 3 年 3 月には、東京都における食育を着実に推進していくための基本的な考え方と具体的な施策を示すため、東京都食育推進計画を改定し、健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進、「生産」から「流通」「消費」まで体験を通じた食育の推進、SDGs の達成に貢献する食育の推進を 3 つの方向性としています。

本市では、平成 20 年 11 月に策定した本方針に掲げる理念や基本施策に基づき、各個別計画や個別施策において、社会状況の変化も捉えながら食育の推進に努めてまいりましたが、SDGs の推進に基づくフードロス対策や、社会全体における急速なデジタル化など、今般、食育にまつわる背景も大きく変化してい

ます。

そのため、現行の基本方針では、国や東京都の食育推進計画との乖離も生じてきたことから、庁内関係課による四課栄養士会（P 6 参照）代表者会より、食育推進づくり会議に対して「東久留米市食育推進づくりの基本方針」見直し検討の要望があり、協議を重ねた結果、見直し改訂を行うこととしました。

見直しにあたっては、新たな基本方針の根幹となる理念について、四課栄養士会からの意見も反映し、本市における、これからの食育推進に向けた指針として、ここに取りまとめました。

また、策定当時は「食育を推進する基本的考え方や推進施策を構築する」という考えのもと、食育推進づくりの基本方針として策定しましたが、庁内各課において、基本方針に基づき食育を推進する土壌は、一定の整備が出来たことから、改訂にあたり、表題を「東久留米市食育推進基本方針」と改めました。

今後は改訂した方針に基づき、本市における食育を着実に推進していけるよう努めてまいります。

3. 食育推進の基本的考え方

（1）食育推進の基本理念

いろど ゆた しよくじ すこ
彩り豊かな食事で『こころ』と『からだ』を健やかにはぐくむまち

『食』は命の源となるものであり、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。人は、『食』をとおして人間関係を育み食習慣や地域の食文化を受け継ぎ、生きる上での基本を身につけていきます。

しかし、近年の急速なデジタル化の進展による、テレワークの普及やサービス等のオンライン化等により、働き方や暮らし方への意識が変化しており、ライフスタイルはますます多様化しています。これに伴い、『食』を取り巻く環境も大きく変化し、人の生活に欠かすことができない『食』への関心も薄れ、健康的な生活を営むための土台が大きく揺らいでいます。

そのため、『食』について改めて意識を高め、健やかな食生活の実現のために主体的に取り組むことが大切です。

行政運営の課題として、適切な食習慣・生活の必要性を十分に認識し、食習慣・生活の改善にむけた市民意識の高まりを後押しする取り組みが必要となっています。

彩り豊かなバランスのとれた食事を囲み、市民一人ひとりが、『こころ』と『からだ』を健やかに、生涯を生き生きと暮らすことができるように、また、様々な世代の食を支えるために地場産農産物をはじめとした地域の特色や特性を活かし、関係組織が連携して食育を推進するため、本市の食育に関する今後の基本理念を、これまでの『食』によって、健全な心身や豊かな人間性を育むことから、「彩り豊かな食事で『こころ』と『からだ』を健やかにはぐくむまち」に

改めました。

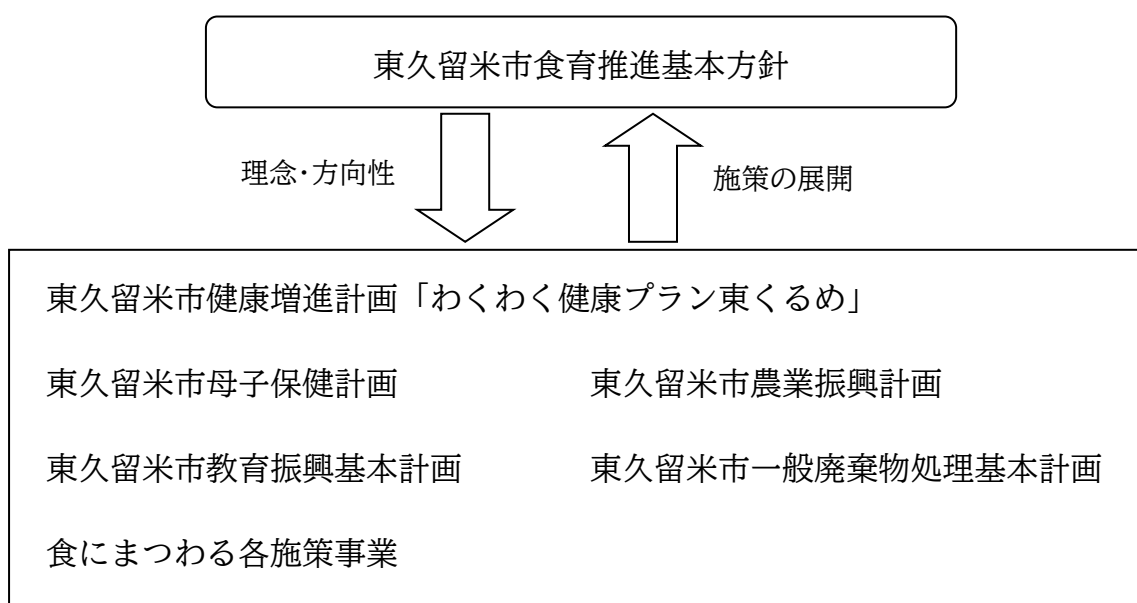
（２）基本方針の性格と位置付け

この基本方針は、食育推進に向けた理念や方向性を定めたものであり、本基本方針を踏まえ、各個別計画で食育に関する個別施策や取組みを定めていることから、食育基本法第１８条において作成を求められている食育推進計画の性格を持つものです。

基本方針と他の関連する計画等との関係は、以下に示すとおりです。

市では、他に関連する計画等と連携を図りながら、総合的に食育を推進していきます。

<食育推進基本方針と各個別計画との関係>



４．食育の推進に向けた取組方針

（１）重点施策について

地域の特色や特性を活かしながら、世代ごとに適切な食習慣・生活の必要性を認識し、改善、向上を支援していく上で、関係組織が連携して分野横断的に食育や食にまつわる施策を推進することにより、複数の課題を同時解決できるなどの相乗効果が期待できます。

これらを踏まえ、次の重点施策に基づき、各個別計画で食育に関する施策を展開するほか、各所管において食にまつわる施策事業に取り組めます。

また、取組みにあたっては、デジタルの力の活用も進めていきます。

(2) 食育推進の重点施策

重点施策①

食を通じた『こころ』と『からだ』の健康づくり

- ・家庭、地域における食生活・習慣の改善のための取組みの推進
- ・食の大切さに関する意識向上に向けた取組みの推進

重点施策②

地域の特色を活かした、彩り豊かな食によるこどもの育成・支援

- ・学校、保育所、児童発達支援センター等における食育の推進
- ・郷土料理や地場産農産物を味わう機会の創出

重点施策③

地域の食とのふれあい

- ・生産者と消費者との交流の促進、環境と調和の取れた農業の活性化に向けた取組みの推進

重点施策④

食品ロスの削減

- ・SDGs 推進の考え方に基づく、食品を無駄にしないための取組み（食品ロスの削減）の推進

5. 重点施策ごとの食育推進に向けた個別計画・事業

所管ごとに取りまとめられている食育推進の個別計画・個別事業は、以下に示すとおりです。

重点施策① 食を通じた『こころ』と『からだ』の健康づくり

○ 東久留米市健康増進計画(わくわく健康プラン東くるめ)

- ▶ 「みんなが主役 健康で幸せにすごせるまち」を目指し、市民・地域関係機関・行政が協働して、市民が気軽に健康づくりができる環境づくりに取り組むこととしています。

(所管課 福祉保健部健康課)

○ 東久留米市母子保健計画

- ▶ 「すべての子どもがすこやかに成長でき、安心して子育てできるまち東久留米」を目指し、母子保健施策の推進に取り組むこととしています。

(所管課 福祉保健部健康課)

○ 消費者対策に係る各種施策

- ▶ 消費者問題の解消及び市民の消費生活に関する知識の普及啓発を図ることを目的に、食品安全などの消費者問題に関する相談、食育(『食』に関する消費

者教育)を含めた各種講座やイベントを実施しています。

(所管課 市民部生活文化課)

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組み(東久留米市男女平等推進プラン)
 - ▶ 「男女平等推進プラン」に掲げる施策の実現に向けて、地場産農産物や市の特産品を使った料理教室の開催等、食にまつわる事業により、「固定的性別役割分担意識の解消」や「男性の家事・育児の参加促進」を図りながら、食育推進にもつながる取組みを実施しています。

(所管課 市民部生活文化課)

重点施策② 彩り豊かな食によるこどもの育成・支援

- 保育所における食育計画
 - ▶ 保育所における『食』を営む力の育成、その基礎を培うことを目標に掲げ、乳幼児の食生活の充実に努めています。

(所管課 子ども家庭部子育て支援課)

- 児童発達支援センターわかき学園の食に関する指導
 - ▶ 毎日の給食指導により、バランスの良い食事とより望ましい食習慣の獲得を目標に掲げ、正しい摂食機能の獲得により健全な成長を促し、適切な食事マナーを身に付けることなどに努めています。
 - ▶ 栄養相談、摂食相談等、障害や発達に遅れのあるこどもに関しての食の相談をおこない、すこやかな発達につながる食の支援に努めています。

(所管課 福祉保健部障害福祉課)

- 東久留米市立小・中学校の食に関する指導の全体計画
 - ▶ 心身ともに健全で豊かな人間の育成を目指し、食育を通じて食の大切さや正しい知識を身に付けるための取組みなどに努めています。

(所管課 教育部学務課・指導室)

重点施策③ 「地域の食」とのふれあい

- 東久留米市農業振興計画
 - ▶ 暮らしにうるおいをもたらす農業の展開を通じて、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和の取れた農業の活性化に努めています。

(所管課 市民部産業政策課)

重点施策④ 食品ロスの削減

- 東久留米市一般廃棄物処理基本計画
 - ▶ 循環型社会の形成に向けた取組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的として取りまとめられています。

- ▶ 食品ロスの削減に向けて、ご家庭で使いきれない食品を持ち寄り、集まった食品を、子ども食堂や福祉団体等の必要としている方々へ寄付する「フードドライブ事業」の実施やホームページでの啓発のほか、食品ロスの削減に賛同する都道府県・市区町村設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加しています。

(所管課 環境安全部ごみ対策課)

6. 食育推進のための庁内体制

今後も「食」に関する様々な課題が生じた際の研究、検討の場として、市では、庁内関係課長による「食育推進づくり会議」を設置しています。

この会議は、企画調整課が事務局となり、食育に関連した個別計画を策定するなどして食育を推進している関係課で構成され、新たに課題が生じた場合や、庁内における四課栄養士会等から、会議開催の要望を受けた場合など、必要に応じて事務局である企画調整課が招集し、会議が開催されます。

課長職による会議のほか、実務者による研究、検討が必要な場合には、担当係長による会議を開催していきます。

なお、方針名を「東久留米市食育推進基本方針」とするにあたり、会議名を「食育推進会議」と変更します。

食育推進会議構成課

企画経営室	企画調整課
市民部	産業政策課、生活文化課
環境安全部	ごみ対策課
福祉保健部	障害福祉課、健康課
子ども家庭部	子育て支援課
教育部	学務課、指導室

四課栄養士会とは

福祉保健部障害福祉課、健康課、子ども家庭部子育て支援課、教育部学務課の四課に所属する栄養士および担当係長で構成した連絡会（全体会、代表者会）を実施しています。

食育に関して横断的に連携し、課題の共有化、情報の収集・提供を行うとともに、東京都と連携した食育の推進や、野菜レシピ集の作成などの活動をしています。

東久留米市健康増進計画

「わくわく健康プラン東くるめ(第2次)」

所管部課名	福祉保健部健康課
策 定 時 期	平成28年3月
施策(計画)の 目的	計画の基本理念「みんなが主役 健康で幸せにすごせるまち」を目指し、市民・地域関係機関・行政が協働して計画の推進に取り組む。地域の健康力を高め、市民一人ひとりが気軽に健康行動をとれる環境づくりを行っていく。
対 象 範 囲	市民
実施の根拠 (法 令 等)	健康増進法
内 容	○7つの生活習慣(食事、運動、休養・こころの健康、コミュニケーション・社会参加、口腔ケア、たばこ・酒、健康管理)に取り組んでいる。 ○健康づくり推進員と協働し、健康づくりを市民に発信する活動を行っている。「食事」に関する取組みは以下のとおり。 ・パネル展示による健康づくりの発信 ・適塩スープレシピ「しおかるくるめスープレシピ」の普及、健康づくりの目標に取り組む「東くるめわくわく元気 plus+」の普及等 ○健康増進事業の実施。 ・食事・健康相談 ・女性のための健康講座 ・市広報紙、市ホームページでの情報発信 ・電話相談 等

東久留米市母子保健計画(第2次)

所管部課名	福祉保健部健康課
策 定 時 期	令和2年2月
施策(計画)の 目的	計画の基本理念「すべての子どもがすこやかに成長でき、安心して子育てできるまち東久留米」を目指し、母子保健施策の推進に取り組む。
対 象 範 囲	乳幼児、親(妊婦及びその夫、乳幼児の保護者)
実施の根拠 (法 令 等)	母子保健法
内 容	○3つの基本目標 「1 地域で安心して妊娠・出産・育児ができる」 「2 子どもが健康で元気に過ごすことができる」 「3 困ったときに適切な支援を受け、安心して子育てができる」 に沿って、食事・栄養に関する事業を行っている。 ・プレパパママクッキング ・乳幼児健診 ・2歳児歯科健診 ・離乳食・幼児食教室 ・育児相談 ・電話相談 ・市ホームページでの情報発信 等

消費者対策に係る各種施策
(消費者講座、消費生活展、消費生活相談)

所管部課名	市民部 生活文化課
策 定 時 期	－
施策(計画)の 目的	消費者問題に関する相談、各種講座やイベントの実施・支援を通して、消費者問題の解消及び市民の消費生活に関する知識の普及啓発を図る。
対 象 範 囲	市民
実施の根拠 (法 令 等)	消費者基本法
内 容	【消費者講座】 食育も含め、各種の消費生活に関するテーマを取り上げ、講座を実施している。 【くらしフェスタくるめ(消費生活展)】 くらしフェスタくるめ実行委員会が主催する消費者向け普及啓発イベント。食育に関するテーマで展示等を行う団体もある。 【消費者相談】 消費生活相談員による相談業務を行っている。食品安全に関する相談業務も受けている。 ※本施策において「食育」とは、「食に関する消費者教育」を意味する。(栄養成分表示、食品の安全性等)

東久留米市第4次男女平等推進プラン

所管部課名	市民部 生活文化課
策 定 時 期	令和5年2月
施策(計画)の 目的	東久留米市の男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定している。
対 象 範 囲	市・市民・市内事業所
実施の根拠 (法 令 等)	男女共同参画社会基本法
内 容	男女共同参画社会の実現のためには、すべての市民が男女共同参画・ジェンダー平等の視点を持ち、互いを尊重しつつ、仕事・家庭・地域などの様々な場面で個性と能力を活かせるよう意識の変革を図るとともに、市民、事業者、行政が連携を深め、一体となって取り組むことが重要である。 「互いの人権を尊重し、個性と能力をいかし、ともに参画するまち 東久留米」を基本理念として掲げ、その実現を目指すための具体的な目標やそれに対する施策を示したもの。

保育所における食育計画

所管部課名	子ども家庭部子育て支援課
策 定 時 期	年度ごと
施策(計画)の 目的	食を営む力の育成にむけて、その基礎を培うことを目的とする。
対 象 範 囲	保育所に入所している0歳児から5歳児までの乳幼児及び保護者
実施の根拠 (法 令 等)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号) 「保育所における食育に関する指針」(平成16年3月29日雇児保発第0329001号)
内 容	○生活と遊びの中で、こどもが意欲をもって食に関わる体験を積み重ねられるように手立てを行う。 ○こどもたちが栄養的にも食経験的にも乳幼児期に必要な食生活をおくれるよう、適切な働きかけを行うため、食事の提供を含む食育計画を作成し、保育計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。 ○体も心も育む大切な時期である乳幼児期の食事について保護者にも伝えていく。 ・畑活動 ・保育園メニューレシピ ・料理活動 ・栄養だより

児童発達支援センター 食に関する指導

所管部課名	福祉保健部障害福祉課
策 定 時 期	年度ごと
施策(計画)の 目的	障害や発達の遅れのある児童の摂食機能を向上し、より望ましい食習慣を獲得する。健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行う。
対 象 範 囲	わかくさ学園在園児および発達相談室利用者
実施の根拠 (法 令 等)	児童福祉法（児童発達支援、保育所等訪問支援事業、指定障害児相談支援事業） 障害者総合支援法(指定特定相談支援事業)
内 容	○毎日の給食によりバランスの良い食事や一人ひとりの障害及び発達段階に応じた配慮食を提供することにより、正しい摂食機能の獲得を支援するとともに健全な成長を促す。 ○最後まで自席に座って食具等を用いて食べきり、終了後は自分の食器を片付けるなど、適切な食事マナーの習得を支援する。 ○バランスの良い食事内容、栄養に関する解説、食事マナーに関することなど園児の食育に関する情報を毎月の献立とともに通知する。 ○家庭からの食に関する発達の相談をうけ、適切な助言とサービスの提供により、家庭での食を営む力を育て健康的な生活につなげていく。

東久留米市立小・中学校の食に関する指導の全体計画

所管部課名	教育部学務課・指導室
策 定 時 期	年度ごと
施策(計画)の 目的	児童生徒が食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるようにすること。
対 象 範 囲	小・中学校の児童・生徒
実施の根拠 (法 令 等)	食育基本法、食育推進基本計画、学習指導要領、教育振興基本計画
内 容	○食事の重要性、食事の喜び、楽しさの理解をする(食事の重要性) ○心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける(心身の健康) ○正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について、自ら判断できる能力を身につける(食品を選択する能力) ○食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をはぐくむ(感謝の心) ○食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける(社会性) ○各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ(食文化)

東久留米市農業振興計画 中間見直し

所管部課名	市民部産業政策課
策 定 時 期	令和3年3月
施策(計画)の 目的	農業振興の推進のため、安全・安心で良質な農作物の提供、生産者と消費者との交流の促進、環境と調和の取れた農業の活性化に努める。
対 象 範 囲	市民
実施の根拠 (法 令 等)	都市農業振興基本法、農業経営基盤強化促進法
内 容	暮らしにうるおいをもたらす農業の展開 (1) 東久留米農業の PR と交流の場づくり ① 農業情報の提供 ② 市民と農業の交流機会の拡大 (2) ふれあいの場の確保と拡大 ① 農業体験の場の確保 ② 幼児、学校教育との連携

東久留米市一般廃棄物処理基本計画

所管部課名	環境安全部ごみ対策課
策 定 時 期	令和4年3月
施策(計画)の 目的	循環型社会の形成に向けた取組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が連携してごみの減量化や資源化、適正処理を推進することを目的としている。
対 象 範 囲	市内で発生する一般廃棄物(ごみ、生活排水)
実施の根拠 (法 令 等)	廃棄物処理法、資源有効利用促進法 食品ロス削減の推進に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
内 容	○ごみの発生抑制、減量化、資源化を積極的に推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。 ○計画における、食品ロス削減の推進 ・市民に消費期限と賞味期限の違いを理解していただき、買いすぎの防止や調理による廃棄の抑制などの周知 ・料理レシピサイトや全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などの情報を発信し、食材を無駄にしないレシピの紹介等を行う。 ・宴会時の食べ残しを減らすため、「30・10 運動」*を実施していく。 ・全国で行われているフードドライブ活動の事例等について調査・研究していく

*会食や宴会で「乾杯後 30 分間は、席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」という運 動

東久留米市食育推進基本方針（改訂版）

令和6年2月

発行：東久留米市

編集：東久留米市食育推進会議

（事務局／東久留米市企画経営室企画調整課）

住所：東京都東久留米市本町3丁目3番1号

電話：042-470-7777（代表）

E-Mail：kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp